時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月ニ十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	七錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

建碑の事

建碑の事は近來の流行にして都鄙到る處その談を聞かざるはなし某公は維新の元勲國家の柱石、不幸にして刺客に兇刃を襲る哀悼の至りに堪へず某氏は明治の能吏、剴悌の遺愛たり其功未だ成らず中途よして逝く欽慕の情熱する能はず某地は古の英雄某公生誕の所にして其流風餘烈今尚ほ鄉里に喧傳す宜しく其功を紀して偉跡を後世に傳ふべし云々として廣く世上に寄金を募り紀念碑建立に忙しし況は郡鄙一般その軌を同ふする所にして一碑又一碑花間綠陰到る處として之れを見ざるはなし抑も古今の盛德大業は自ら其痕を天下後世の人心に印して千載不滅のものなれば之を碑石に彫刻するを待て始めて世に傳ふべきにあらずと雖も其德業を欽慕する者より之を見れば一木一草の微と雖も其人の遺愛と為れば猶ほ之を珍重するの情なき能はず況して其盛德大業に於てをや左れば建碑は事い即ちこの人情に出づるものゝして之を人間好事の一つとして敢て怪しむに足らざるが故に我輩は建碑ろの事に就ては敢て異論あるにあらざれども唯今日流行の建碑に伴ふ所の事情に至ては時として其意を得ざるものあれば聊か之を記して世上の歌を乞いんとするものなり

扨今日流行の碑石建立の實際を聞くに地方などにては或は其地の長官たる者の發意にて今般某公の爲めに紀念碑建立云々の趣意を以て廣くその管下に有志者より出金を募るに先づ事の便宜として發起者よりその旨を郡吏に傳へ郡吏より戶長、戶長より人民に次第に相傳へする其間に自ら半官の性質を帶び來り外より之を見れば官命を以て出金を勸誘するの形ちなれにならず蓋しその外形は如何樣にしても此種の事ゝ寄附義捐の類ゝなれば其出否は人々銘々の勝手たるべき筈なれども本來人情の自然は親近ゝ厚くして疎遠に薄きものなれば今その紀念に遺るべき人と建碑に寄金する人民とは其間如何なる關係ありて存するやと尋ぬるゝ別に血族近親の緣故あるにも非ずして純然たる他人の間柄なれば之を哀悼欽慕するの情も亦自ら親近と同しきを得ずされば衣食足りて禮節を知るの理ゝ均しく自ら其生を養ふて餘りあり、祖先の祭祀を營んで欠くる所なきの後ゝして始めて他人の身に及び古今の盛德大業を尋ねて之れを後世の紀念に遺すは蓋し事の順序を得たるものゝして亦人生の美事なるべし然るに翻て今の民間の有樣を見れば租稅の負擔既にこの重きに堪へずして救を求ふる其傳ゝ米價はますます下落して農民の勞働益々困難なり公債處分の沙汰は日増しますゝ多くして一家口の饑寒目前ゝ迫るの折柄血族近親の不幸さへも心の儘に之を弔ふと能はずして春秋の彼岸に寺の付屆は勿論新佛の卒塔婆、文字猶ほ新ゝなるに拘はらず精靈歸するに所なきも之を顧みるの遑なき者多し滿目の風景斯の如くなれば今夫れ社會の表面に立て人の先達となり世を憂慮するの人にして其心の向ふ所果して如何ん、民間目前の窮苦を救治せんとする乎抑も亦遑なきと追ひ古人を尋ね建碑の事ゝ贊成して寄附義捐せんとする乎ゝ人情ゝ訴へて前後緩急の別を弁明するに足る可し斯く云へばとて我輩は一概ゝ建碑の事を排斥する者にあらず人の盛德大業その久しく湮沒したるを慨み又その湮沒せんことを恐れ之を今日に明にして後世に傳へんとするは亦是れ人情なれども仔細に事の性質を吟味するときは人生必要の堺を既に超過して稍や好事行樂の部分に屬するものゝと云はざるを得ず然るに今の貧民社會の風景は前に云へる如く今日生きたる妻子の口を糊するに方便なく去年死したる父母の石塔を建てざる者甚だ多しと云ふ故に我輩が社會の卒先者ゝ向て望む所を云へば先づ此窮民をして飢寒を免れしめ其父母を埋めたる處ゝは粗末ながらも墓の表を建てゝ一年一度の命日ゝは香花をも手向るほどの有樣に至らしめ世間一般ゝ自から春光和氣を催ほして然る後に懷舊建碑の盛事にも及ぶべきことを斷るものなり若しも然らざるゝ於ては折角の盛事も餓鬼の地獄に獨り瑠璃の光を放つが如く少しく不釣合の嫌ある可きなり

官報

〇東京府處務細則中改正　東京府に於ては處務細則中戶口調査に關する事項と文書課統計掛に、發送文書の淨寫校正を同課受付掛に屬し凡そ府知事より發する文書は同掛に於て淨寫するゝとゝおし又各大臣の指令書い命令書と同じく同課記錄掛に於て保存するゝとゝおし又一覽に止まる文書は直ゝ其欄外に認印を要するゝとゝおし又郡區概表を採集することを廢し其他簿書編纂及保存期限例、郡區長戶長奧印例及各課分掌事務の取扱上繁文を省くことに改正し本月一日より施行せり

雜報

〇苦情の敎唆　去月廿七日の官報に掲げゝる福岡縣令治の報告中に左の一節あり

筑前國上下座兩郡人民ゝ於て千歲川改修工事の件に付郡役所縣廳を經て遂に政府に迄請願せんと數月前より計畫せり其要旨は第一、該費を町村會ゝ於て議決せしむるは町村會議に抵觸し第二、民力に堪へず第三、水利に關せざる村落迄も沿岸と云ふを以て費用を賦課するは不當なりと云ふゝあり右請願ゝ付きては該郡毎戶幾分の費用を賦課し請願委員若干名を選び六月下旬頃迄は專ら願書に調印中との事あり右は該郡民自ら苦情を唱ふるものにあらず一二縣治の針路に妨害を試んとするものゝ敎唆に出づるものゝ如し

然るに昨六日の官報に內務書記官の名義を以て右は該郡以下れ四十九字を衍なりと是正せり近來官報に掲ぐる縣治報告の文中には往々人民ゝ對して不穩の語氣あり爲に人民の苦情を招くと寡からず蓋に齊森縣治の報告中ゝ見久ゝる無神經の文字も其一例なるべし畢竟官報を編纂するには種々の手數を要して之に從事する人々も神ならぬ身の時として過誤あるは免れ難き處なれば後に亟り其誤謬を發却したらんゝは之を是正さへすれば其れにて事濟みとなる可れは無論なれども其取消あるも倘ほ人民の心に介して忘るゝ能はざる有樣なるは官報發行に從事せる人々れ爲め氣れ毒の至りなれど新聞雜誌を發行するものゝ困難は倘ほ一層の甚だきものあり新聞紙條例と印刷の誤謬を恕するとなく一旦紙上に現れたる以上は縱令ゝ印刷の誤謬にして之を後日に正誤するも其文字ゝして不穩ならん乎立どころに條例の問ゝ處となるべし政府の吏員中官報の發行に關係するもの其數幾百名ならん此八々い新聞雜誌發行の困難なる事情に於て近時大に覺る所あるべしと云ふ

〇京都商工業新舊諸會社の近況概略（前號の續ゝ）

京都電燈會社　は昨年十一月を以て創立ゝ其事務所は京都東洞院鰮藥師上る關西貿易會社創立事務所と同屋に殷けり資本金額を五萬圓としそれを五十圓株千株に分ち今日迄で拂込ゝたる分、一株に付ゝ五圓にて既集額は五千圓なり未だ眞の創立の際にして諸般の事務も其緒に就かず去る七月の總會にて始めて委員を撰び田中源太郎氏を委員長ゝ其他西村七三郎、古川爲三郎、中村榮助、竹村彌兵衛の諸氏を委員ゝ定めたる程の次第なれば實際開業に就ての準備に[illegible]かに取掛り始めゝるものにて器械購入に關しても當時倘ほ詮議中なるゝし但し會社の敷地は已に下京區六組備前嶋町ゝ三百七十餘坪を購入したりとぞ

京都織物會社　同社は一昨十九年十二月資本金三十五萬圓を以て創立し諸織物、染物、捻絲、整理の四業を西洋流の機械にて營むことを目的とせり發起人中には東京の澁澤、益田等の諸氏も加はりて濱岡光哲、內貴甚三郎の諸氏を始め都合三十八名なり其翌年一月下京區三組玉藏に創立事務所を設けしが當時商工業の諸會社陸續踵を接ぎて起るの際にして京都有志の間には別に染物會社と捻絲會社との兩會社設立を企つるものゝありき然るゝ右捻絲も染物も同社の目的とする事業なる故同じ京都に同じ營業の會社と他ゝ設立しては自然過度の競爭起りて結局雙方の損害ゝるべしとて右二社と合併の議起り遂ゝ協議纏りゝる故從來の資本金を增して更らゝ五十萬圓とし實に京都商工業新設會社中巨擘の一つとゝは爲れり目下既ゝ五十圓株中二十五圓宛拂込濟となりて既集の金額二十五萬圓ゝり斯くて昨年八月濱岡氏ゝ歐米の商工業視察の爲め洋行の途に上るゝを幸ひ同氏の監督の下に同社の技師近藤德太郎、稻畑勝太郎、高松長四郎の三氏を派遣して前記織物、染物、整理業の景況視察を兼ね諸器械購入并に外人の雇入、建築製圖取調方等を托して器械營業開始の事ゝ勤むると同時に手練業の方をも開始せんとて兼て請願中なりし京都府織殿の拂下を得て同所に事務所を移ゝ從來同織殿にて使用せる職工を其儘雇入れて同八月より練機其他の諸器械運轉ゝ始め今倘ほ試業中なり同社織物、染物、整理の三工場敷地は同府下愛宕郡吉田村の官有地一萬七千八百餘坪を拂下げゝるものにて已に本年四月佛國里昂より濱岡氏一行の送りたる平面圖に依りて各工場の位置を定め染物用の井戶を掘りて清水の試驗を爲し建築事務所を設置する等諸般の用意を整へたるに去る七月ゝ至り濱岡氏は技術上の取調器械購入等の用事を濟し近藤技師と共に歸朝するに會し今や已に工場の建築ゝ着手したり聞く所に據れば右織物、染物、整理の三工場及び倉庫は之れを煉瓦造りにし事務所食堂、石炭小屋、納屋製藥場、化學試驗所、職工寄宿室、雨天運動場等は木造にする積りのゝなるが工費は總て八萬五千圓の豫算なりと又同社捻絲の工場敷地は昨年十二月中已に愛宕郡南禪寺村即ち彼の琵琶湖疏水線路中字柳畑とて水力利用の點に於て入したりと云ふ同社の次第なるを以て[illegible]ゝ本年

關西貿易會社　資本金三十萬圓、絹、絹布、陶器、[illegible]を以て營業の目的とし關西貿易會社なり[illegible]業に先ち歐米商工業上より今年七月十日臨を洋行中實察し社前途の事業ゝ關し全體の思慮は已ゝ日の如き意氣込ゝ[illegible]圓即ち總資本の一[illegible]づ當分の間、見合[illegible]しゝり然るに社長[illegible]月九日更らに臨時[illegible]開業し居りたる或資本十萬圓にて開[illegible]り維持の法、立同社ゝ在來の熟練[illegible]れば之れを安價に[illegible]好都合なるべし株[illegible]其資金は株主の增[illegible]用せんゝ云々の相[illegible]末、結局右支店を[illegible]の事に決したるが[illegible]入方の用を辦する[illegible]たりと云ふ

以上記述し來りた式取引所、新規開業[illegible]織物、同洋服、同染[illegible]酒味廣、同倉庫、同[illegible]未開業は京都陶器[illegible]西貿易會り特に新[illegible]く京都全府下の會[illegible]學ぐれば在來の分[illegible]新設の中に大坂生[illegible]し雖も暫く知る[illegible]上十九の會社にて[illegible]斑は之れを了知し[illegible]

米國西岸漫[illegible]

齋藤忍三、中嶋氏は[illegible]遊日記は去る五[illegible]人種と間違られ[illegible]値ゝ一條の血路[illegible]知ゝ中嶋氏は[illegible]は辛ふして圍を[illegible]朝を再演せゝ[illegible]此頃の便により[illegible]一月十日　天漸く[illegible]者平忠度櫻の下ゝ[illegible]の始皇は雨を凌い[illegible]樣は粹にもわらず[illegible]て聘馬松の懷に入[illegible]らず後醍醐天皇の[illegible]謝し屬を聞みて去[illegible]肌は濡れて寒氣甚[illegible]の生死存亡も定か[illegible]前八時二十分一小[illegible]英里午後三時カ[illegible]

東京職工學校受驗生募集
今般本校內第一期官立東京職工學校受驗科既ニ業ヲ卒ル因テ新ニ第二期生（定員百名）ヲ募集ス入學志願者ハ來ル九月十五日迄ニ申込ムベシ

山主新居日薩晩臘以來大患ニ罹候處薬餌無其効遂ニ八月廿九日午後九時遠逝相成候間此段及御通知候也
但シ來九月十五日葬儀執行ノ事
池上本門寺執事

一舊攝津艦　附屬錨四箇　鎖四房　一艘
一春風丸　附屬品ハ　一艘
右ハ東京築地海軍省構內現在ノ僚拂下ケ候條望ノ者ハ